

第3章 現況と課題

1 多様な生きもの

(1) 重要拠点の保全

課題：生きものの生息・生育拠点となる地域の保全

本市には、中央部に広がる見沼田圃、西部を流れる荒川、東部を流れる元荒川を骨格とした緑が広がっており、オオヨシキリのような鳥類、オギやヨシ等の植物など多くの生きものが生息・生育する重要な拠点となっています。

これに中小の河川が流域を形成しており、河川のまわりに広がる低地の緑と斜面部の緑、市街化の進んだ台地上に残る屋敷林や農地の緑が、動物や植物など生きものの生息の基盤となっています。

また、本市中央部に広がる面積約 1,200ha の「見沼田圃」は、市面積の約 5.5% を占める首都圏に残された貴重な平地的大規模緑地空間であり、水田や畑、雑木林、河川や見沼代用水等豊かな田園風景が残り、多様な生きものの生息の場でもあるなど、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場、ビオトープとして貴重な空間となっています。

このように、骨格となる河川と、それによって形成された地形によって、市内には多様な環境が形成され、多くの生きものの生息環境を形づくっています。

さいたまみんなの生きもの調査等をはじめとした市内で行われた各種調査結果をまとめると、平成 28（2016）年度には 700 種の生きものが確認されています。

また、これまでに市で作成した自然環境調査報告書や環境影響評価書からも 1,000 種を超える生きものが確認されているほか、平成 28（2016）年度生きものリストには埼玉県レッドリスト掲載種 47 種、特定外来生物 24 種が掲載されています。

特に、水田と斜面林の組み合わせが残るなど、水と緑がまとまった多様な環境が残る地域では、トウキョウダルマガエル等の両生類やアキアカネ等の昆虫類をはじめとする多くの生きものを見ることができます。これらの生物多様性を保全する上で重要な拠点である荒川や元荒川のような骨格となる水と緑の保全と、営農環境の悪化等による農地や緑地の減少に伴う荒れ地・遊休農地の増加が課題となっています。

表 1 生きものリストに掲載されている種数

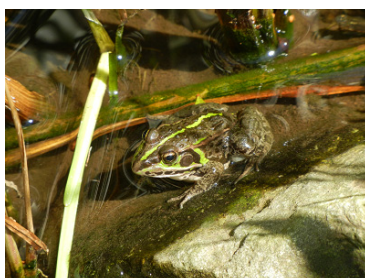
分類	魚類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	昆虫類	脊椎動物 その他無	物 単子葉植	物 双子葉植	物 その他植	合計	スト 掲載	レド ドリ	生物 特定外 来
種数	9	1	5	61	1	124	2	93	311	11	618	47	24	

備考) 各調査で種名まで同定されているもののみカウントしています。

平成 28 (2016) 年度版生きものリストへ掲載されている調査は「さいたまみんなの生きもの調査」、「大宮南部浄化センターとの連携による環境総務課生きもの調査」、「大宮南部浄化センター庭園管理日誌」、「大宮南部浄化センターとの連携によるヤゴ救出作戦」、「健康科学研究センター各種調査」、「さいたま市立浦和南高等学校 生物部調査」です。



クイナ (絶滅危惧Ⅱ類)

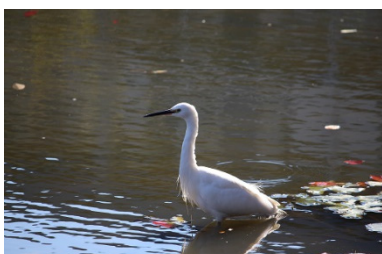


トウキョウダルマガエル
(準絶滅危惧)



ベニイトトンボ
(絶滅危惧Ⅰ類)

図 8 市内に生息する代表種



コサギ



トモエガモ (絶滅危惧Ⅱ類)



ニホンアマガエル



芝川



ハンノキ



豊かな自然とふれあえる
秋ヶ瀬公園

図 9 さいたま市の自然

(2) エコロジカル・ネットワークの形成

課題：骨格となる河川流域を軸としたエコロジカル・ネットワークの形成

本市の生きものの生息・生育地であるビオトープは、西部の荒川、中央部の見沼田圃、東部の元荒川が市街地を挟むように位置し、大きな骨格を形成しています。これらに並行する鴨川や鴻沼川等が流れ、河川の周辺に広がる低地には水田や畑等の農地が広がっています。台地部の多くは都市化の進んだ市街地となっていますが、公園や敷地内、住宅地の緑地、屋敷林や雑木林の残る地域等が点在し、小規模な緑が分散して存在しています。

これらの生きものの生息・生育地がネットワークとして機能するためには、南北軸に形成されている骨格となる荒川等と生きものが移動できる距離で連続させた水と緑によるエコロジカル・ネットワークを構築する必要があります。



バイパス沿いの緑地である与野公園
(中央区)



住宅地に市民の手で育てられたどんぐりの森
(中央区)

図 10 市内の緑地

(3) 外来生物対策

課題：さいたま市内に侵入した外来生物駆除等の対策

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来生物法と記す）」が平成 16（2004）年 6 月に公布され、平成 17（2005）年 6 月より施行されています。本来、本市に生息・生育していなかった生物の侵入は、在来の動物や植物の生息地や生育環境を奪い、例えばメダカ等の減少につながっています。

市内でもアライグマ等の生息が確認され、在来生物への影響が懸念されているほか、生活被害も報告されています。外来生物の侵入による在来生物への影響を把握するための調査を実施するとともに、新たな侵入を防止するため、飼育した外来生物の放逐の禁止や駆除等の対策が必要となっています。

2 水の循環

(1) 地下水の涵養

課題：地下浸透能の確保（雨水浸透ます、透水性舗装）

市内の大宮・浦和東・岩槻の3か所の観測所では、地盤沈下・地下水位の監視を実施していますが、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」等による揚水規制により、近年大幅な地盤沈下は見られていません。

地盤沈下の抑制や健全な水循環を確保するため、市立小学校、公園等の公共施設において、雨水浸透施設や貯留施設の整備を行っているほか、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」を踏まえ、雨水を地中へ浸透させる構造の採用を進めています。

また治水面からは降雨時の流出量の抑制が必要となり、これには雨水の地下浸透や貯留が可能となる緑地や農地の保全が効果的とされています。近年では、このような自然環境が持つ機能を社会資本整備に活用するグリーンインフラの考え方が政府の方針に盛り込まれており、この視点からも水と緑の適切な管理が重要と考えられます。

(2) 湧水の維持や復活

課題：斜面林の緑の保全（台地部の農地の保全、植生の改善）

都市化が進む前の市内には斜面のへり等に湧水が見られ、小さな水辺を形成していました。今も北区にある三貫清水等のような国内有数の湧水が見られるものの、多くの湧水が失われたり水量を減らしたりしています。小さな流域を背景にする湧水の場合、水を集める区域への雨水の地下浸透力を確保することで水量の維持や復活を図ることができる可能性があります。

このような湧水を含む流域の小さい中小河川等の水系では、平常時の流量を保つことが課題であり、人為的な影響による季節変動の少なさや流域の水利用の影響を受けていると考えられる河川もあると考えられています。中小河川や湧水等の身近な水辺とその流量の確保は、水質や水辺景観にも影響するものです。

これらの保全にも有効と考えられる担保性のある緑である農地や樹林地等の保全や、その他都市公園や河川・水路等によって市内の緑が確保されています。また、都市化の進んだ本市では、市街地の緑は少なく、これらの地域では残された緑の保全と敷地内の緑化、雨水の地下浸透の確保が課題となっています。

(3) 水害・土砂災害の防止

課題：ハザードマップなど防災対策 氾濫危険個所の確認

本市では、各区における内水ハザードマップ、荒川・入間川等の国や県が管理する河川における洪水ハザードマップや市内における土砂災害警戒区域の範囲等を記した土砂災害ハ

ザードマップを公表しており、水害・土砂災害発生時の被災防止を図るため、これの周知と避難誘導対策等を推進する必要があります。また、水害等を防止し、市民の安心・安全を確保するための河川改修等の推進が必要です。



出典：「身近な緑現況調査及び分析業務委託調査報告書」（埼玉県）より作成

図 11 さいたま市 緑の構造図



図 12 市内に残る湧水の1つである三貫清水（北区）

3 水環境

(1) 水質の保全

課題：生活排水、工場・事業場排水（下水道接続率の向上、合併処理浄化槽への切り替え）
地下水汚染対策
下水道の整備・適切な維持管理（老朽化対策）

① 河川・地下水の水質

河川の有機系汚濁の代表的な指標であるBODは、水質悪化の著しかった昭和40年代に比べると大きく改善してきています。しかしながら、今なお環境基準を超過する地点が見られるなど対策の強化が必要です。水質汚濁の原因は、生活排水、工場・事業場排水、道路排水等に加え、市街化の進展による雨水の地下浸透や流域の保水能力の減少、湧水の枯渇等が複合的に影響していると考えられます。

また、市内の一部の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素及びトリクロロエチレンの環境基準値超過が見られ、監視を継続しています。

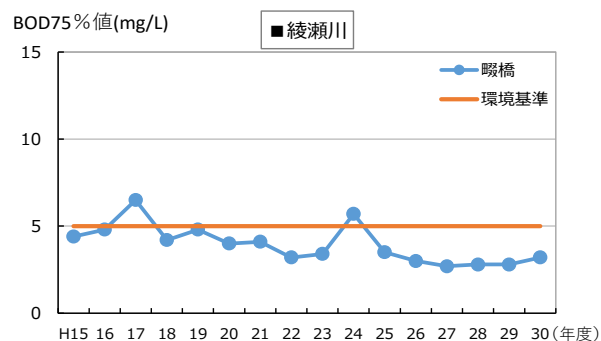
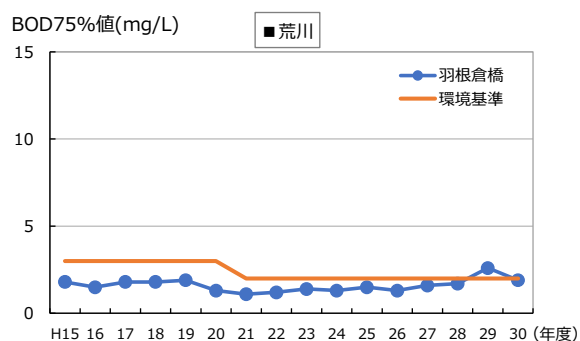


図 13 BOD75%値の経年変化（荒川 羽根倉橋）

図 14 BOD75%値の経年変化（綾瀬川 礮橋）

② 発生源対策

本市の生活排水処理は、下水道が大部分を占めており、令和元（2019）年度現在で下水道普及率が93.6%となっているなど、生活排水処理対策が進んできています。本市の下水道管は昭和40年代半ばから急速に整備を進めており、早期に下水道が整備された合流区域を中心に老朽化対策を実施しています。

下水道の整備が計画されていない区域では、浄化槽の適正な維持管理と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を啓発・指導しています。また、下水道の整備が完了した区域において未だ浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適正な維持管理とともに早期に下水道へ接続するよう普及啓発活動を実施しています。

工場・事業場排水についても、法や条例により排水規制の対象となっている工場・事業場に対し、定期的に入立検査を実施するなど、排水処理対策を推進しており、平成30（2018）年度の排水基準適合率は85.2%となりました。

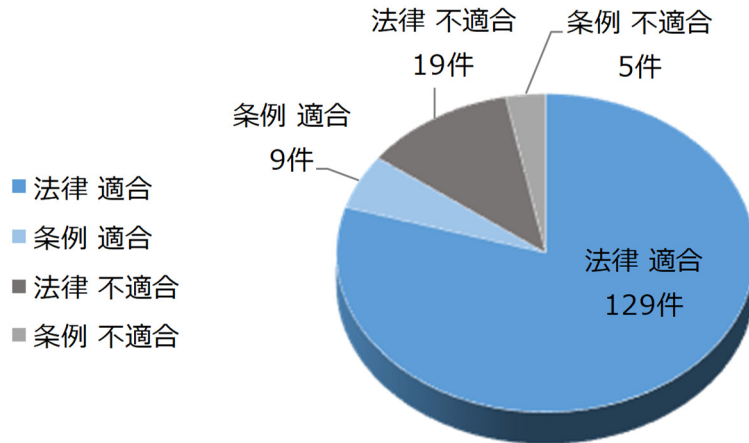


図 15 法・条例に基づく事業場立入検査における検査状況（平成 30（2018）年度）

(2) 水辺の整備

課題：市民が親しみやすい水辺の整備・維持管理（多自然型の水辺整備含む）

本市には、主要な河川である荒川、鴨川、芝川、綾瀬川と元荒川が流れ、市の中央部には市街地に隣接した見沼田圃があります。その他にも多くの中小河川や水路が流れるなど、多くの水辺が存在します。

これらは豊かな水辺の景観を形成するなど、景観資源であるほか、広大な河川敷を伴う荒川には、河川敷の一部に田島ヶ原サクラソウ自生地のような貴重な自然が残る区域もあります。もう一つの大河川である元荒川は、河川敷に緑豊かな自然環境が残るだけでなく、周辺には樹林地や農地など良好な水辺空間が保持されています。

このほか、中小河川・水路の周辺に残る身近な水辺のほか、別所沼等の池沼も分布しており、親しみやすい水辺の整備やその維持管理が必要となっています。



図 16 別所沼公園の池とその周りを囲う高木（メタセコイア等）の風景（南区）



図 17 緩やかな元荒川の流れと周辺の緑（岩槻区）